

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年 4月 1日

最上広域市町村圏事務組合理事長

最上広域市町村圏事務組合議会議長

最上広域市町村圏事務組合教育委員会

最上広域市町村圏事務組合監査委員

最上広域市町村圏事務組合消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	108.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.4%
全職員	81.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・課長等(6級相当職)	101.6%
課長補佐等(5級相当職)	—
冠主査等(4級相当職)	—
係長等(3級相当職)	88.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	106.8%
26～30年	103.7%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	103.2%
6～10年	89.1%
1～5年	—

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・職員の90%が消防職員である。消防職員は全て男性であり、消防職員の初任給格付けの際には4号給加算されている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は99%である。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は57%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、勤務時間に応じて人数を換算している。
- ・教育職については、退職出向であり、教育職給料表(二)を使用しているため、役職段階別においては、相当職として各役職段階に振り分けている。また、勤続年数についても、全員が1～5年に属するため、前職から通算した年数で振り分けている。
- ・役職段階別においては、課長補佐等(5級相当職)及び冠主査等(4級相当職)には、女性職員はいない。
- ・勤続年数別においては、36年以上、21～25年、16～20年、1～5年に女性職員はいない。